

株式会社ブランデュー弘前と学校法人柴田学園との 連 携 協 定 書

ブランデュー弘前FCの運営会社である株式会社ブランデュー弘前（以下「甲」という。）と学校法人柴田学園（以下「乙」という。）は相互の発展に資するため次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は甲と乙が緊密な連携のもと、選手のコンディション管理の強化によるブランデュー弘前FCの競技力向上、ならびに人材育成、健康増進などの分野において相互に協力し、関連分野の学術研究の発展や地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携事業の内容）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため次の事項の連携事業について協力する。

- （1） 互いの資質向上に関するもの（選手、教職員、学生、生徒、園児等）。
- （2） 人材育成・人材交流に関すること。
- （3） 健康増進に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な分野に関すること。

2 前項の各事項において連携事業を推進するにあたり、必要な具体的内容や実施方法については、各事業担当者が協議し、別途書面にて定めるものとする。

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、業務上知り得た機密情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲と乙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年2月13日

甲 青森県弘前市末広4丁目1-1 2F
株式会社ブランデュー弘前 代表取締役

西澤 雄貴 

乙 青森県弘前市上瓦ケ町 25
学校法人 柴田学園 理事長

高橋 誠子 